かなる役割をはたしたのか、

初歩的な検討を加えるものである。

ے

団練の形成に郷紳層が

本稿は太平天国前夜の広西省貴県において、

# 広西省貴県における団練の形成と郷紳

## ľ め に

は

悪化に対処する手だてが講じられるようになる。すなわち保甲・郷約 〜五○)半ばをすぎると、郷里の重大な問題として、こうした治安の 地会系秘密結社の活動が活発化し、不穏な空気が立ちこめていた。 の対決に備える、などといった動きである。 の結成や、各村で砦を築く、あるいは団練を結成して直接「匪賊」と 慶年間(一七九六~一八二〇)頃から以降、 太平天国前夜の広西省では、 拝上帝会の活動のみならず、多くの天 特に道光年間(一八二一

く

彼らの多くは自らの階級的利益に固執し、反乱に対して仮借なき弾圧 郷紳層である。 を加えた反動者として非難を浴びせられてきた。だが近年菊池秀明氏 は、その地域社会において、指導的役割を担う者であった。いわゆる などによって、彼らを中心として成立した社会そのものを客観的に分 こうした動きの担い手となり、その中心として活躍した者の多く その内部に生じた矛盾を検討する試みが進められつつある。 従来の太平天国研究、 あるいは天地会研究において、

> 住と民族―貴県の場合」を挙げることができるのみである。また貴県の 林氏であったが、十九世紀前半の広西省全体を考察するなかで、この の郷紳層のなかで中心的な役割を果たしたのは、 であるが、貴県そのものの地域社会の成り立ちを追求した論考は少な ただ上述のような、 あった県として、太平天国史のなかでは極めて重要な位置を占める。 客械闘に破れた「来人」の多くが拝上帝会に吸収されるという事件が こで取り上げる貴県は、 管見の限りでは、 古 旧来の観点から貴県を扱った論考は多々あるよう 菊池秀明氏の「太平天国前夜の広西における移 太平天国の翼王石達開の故郷として、また土 野 広東省出身の商人、 香

## 郷紳層の諸関係

もふまえながら、

論を進めたい。

林氏を初めて紹介されたのは、

西川喜久子氏であった。これらの論考

類されている。彼らの中で、太平天国前夜に貴県においてイニシアテ 系の土語を話す人々)③漢族の、客籍、エリート④客家、の四種に分 氏は貴県における諸民族を、①チワン族②漢族の、土白話、 先述したように、 実地調査で得た史料をもとに分析されたのは菊池秀明氏である。 貴県における移住の特徴と、 定着後の相互 (広東語 一関係

史

に貴県へ移住してきた彼らは、原籍地との密接な関係を利用して社会ィブを握ったのは、〝客籍〞エリードたちであったという。清代以降

功をおさめた林氏は、 どを行っていた。 品を扱い、また県域から北山里の龍山墟へ生活用品を販売する事業な されており、これらによってその系譜を明らかにすることが出来る。 らが結んだ社会関係について、見ていきたいと思う。林氏については、 されていた。 大成功し、経営は波に乗る。当時広西は広東の米穀供給地として注目 たが、三代目林大楨が乾隆十九年(一七五四)、米の広東への搬出 心街に寄居するようになったという。移住当初の経営は芳しくなかっ を購入するなどしていたが、やがて子女の婚姻により、県城東側の墟 城を訪れたのが始まりであった。彼は、広東と往来して茶葉などの商 地方志等の他に、民国十九年(一九三〇) 重修の『林光遠堂族譜』 が残 (一七一五) に林志経が、商売を営むために広東省番禺県から貴県県 林氏の略歴を簡単に述べておこう。 今回の論考では、氏が、客籍、エリートとして紹介された林氏と、彼 その後も米穀の販運を中心とした経営を続け、経済的成 当初は蓄財して帰郷する予定であり、広東にも邸宅 宗祠建設の計画を推進し、 林氏の移住は、 嘉慶三年(一七九 康熙五十四年

には一名の進士と五名の挙人を輩出、貴県屈指の一族となった。嘉慶十五年(一八一〇)には一族初の挙人が誕生する。以後道光年間一年(一八〇六)に完成している。また一方では科名の獲得に励み、八)に竣工する。また、ほぼ同時に族譜の編纂作業も行われ、嘉慶十

測することができる。 地氏の成長の過程と、婚姻関係を中心とした社会関係の推移は『林氏の成長の過程と、婚姻関係を中心とした社会関係の推移は『林氏の成長の過程と、婚姻関係を中心とした社会関係の推移は『林

六代林廷章の娘は、

城廂三界祠の馮会のもとに嫁いだ。

彼の祖先馮

姻関係について少し細かく見てみよう。

大きさも想像にかたくない。 者が踵を接したというから、 の紫泉書院で主講をつとめ、 ように陳氏自体が優秀な人物を輩出したのみならず、錫鈞などは県城 また佐極は道光二年(一八二二)に孝廉方正に挙げられている。 となっている。 験及第者であった。道光八年(一八二八)には佐極の三男済鈞が挙人 の長男で、 から移住してきた一族である。二代の天相・三代の佐極はいずれも塾 嫁いでいる。 すべきものを挙げれば、 講師をして生計を立て、後学の育成につとめた。 婚姻の相手で姓名ともに明らかな者は少ないが、 嘉慶十八年(一八一三)に挙人となっている。 城廂西街陳氏は、乾隆九年(一七四四)に福建省永春州 四男禹鈞も道光二十九年(一八四九) まず四代林中達の娘が、城廂西街の陳錫鈞に またのちに錫鈞の娘は林廷兪に嫁いでい 陳氏が貴県の知識人全体に与えた影響の 後進を育成し、 その中からは科名を獲る 錫鈞は、この佐極 そうした中で注目 の副貢である。 陳氏初の試 との

た。

が、

廉夫は、その列伝に「博学端にして品行誼なること一邑に冠たり。 徒に教授し、 十六年(一八四六)の副貢である。梁氏が選挙表に名を現すのは、 六鈞の娘が、 夫の兄之棟が、 関係の強さがうかがわれる。 五代林之秀の娘は、 学識の高さで知られたようである。 梁之棟の次男のもとに嫁いでおり、 門に名を知らるるの士多し」とあるように、その品行の 道光十二年(一八三二)に挙人となってからである。 城廂十三巷の梁廉夫に嫁ぐ。 また、 林氏 先述の陳氏の族人 梁廉夫は、 **--陳氏--梁氏間** 道光二 生 廉

り、

は、 て、

道光二十四年進士)の妹と婚姻関係を結んでいる。 報は殆どみられない。 その仙衣を子孫が代々受け継ぎ、県城に三界祠を設けて祀事 龍泉は明の成化年間(一四六四一八七)の挙人で、 会は林芝齢の門人であったという。 めて生員となる者が複数現れており、学問に励んで社会的上昇をは らが果たすほどに至っていたといえよう。 せて考えると、馮氏が、 の資格も持たなかったようだが、済輝は林芝齢 の代からで、 あろう馮氏であるが、 は明代、王陽明のヤオ族反乱制圧に協力し功績のあった人物であ で広く信仰された三界廟に祀られた人物、 って浙江省から移住、 より発展しようとする意志をもっていたことが見て取れる。 このように貴県での長い歴史を持ち、 後仙衣を得て羽化し、仙人となったという。馮克利が羽化した後、 かつて自らの成長の過程で、郭南里の紳士達が演じた役割を、 一方で師弟関係を通じて有力な紳士との関係を強化していた。 その族兄弟と思われる馮済輝の名も見える。 この他県志で確認しうるのは、 試験の成績に関して言えば、 彼の記室を勤めたという。 強力な宗族と婚姻関係を取り結ぶことによっ 知名度も恐らく高かったで 馮克利の末裔を称した。 また馮会の代では、 (林氏とは別の一族。 また馮氏は清代広西 馮会の婚姻と合わ 清代の選挙表に情 両広総督韓雍に従 馮会の父馮済濤 彼らは生員 を行 林氏 自 馮

詳細は不明である。 っている。 たして李棣榜と同族か否かは判断がつかない。 次に、六代林廷宣は、道光十七年(一八三七) 李棣榜の一族に関する情報は、 後述するように李氏との婚姻は多数見られるが 各『貴県志』 副貢李棣榜の娘を娶 を整理したが

の他、 殆どの情報が姓のみ明示しているのだが、 数世代にわた

٤

史

て林氏と婚姻を結んだと考えられる一族に、南江黄氏がある。 には書塾の経営が有名だったという。この南江黄氏と思われる黄慶疇 あるいは道光二十三年(一八四三)の挙人黄慶蕃の族兄弟の可能 林逢春の娘を娶っている。黄慶疇について、県志には情報がない 城廂南岸に位置する村で、黄姓が多く居住する村であった。清代 南江

黄氏との間に親密な関係が結ばれていたことが分かる。 こうした婚姻関係の検討からは、林氏を中心に陳氏・馮氏・李氏

これらの宗族のほか、一方で城廂の「富戸」として林・羅

翁

めて検討しよう。

うに、 密な関係が存在していたとすれば、族譜に見える翁氏・朱氏・李氏も ている。羅上錦は例貢生で、倹約に勤めて家を成し、 郭南三里の譚応泰(嘉慶六年抜貢)らとともに羅上錦の名前が挙がっ だ嘉慶年間の林大楙とその夫人廬氏の七十一歳の祝賀では、 ており、 に携わった者として城廂の黄輔清(嘉慶十九年進士)・先述の陳錫鈞 でいたと思われる。朱姓に関しては、すでに第三世代に婚姻が行われ が、おそらくは商人層であり、林氏とは商業活動において連帯を結ん 李・朱の五家があったという。翁氏・朱氏は選挙表に姓氏が見えない い、ここに林氏と「富戸」羅氏の関係が推測される。 ってもそれが果たして上述の「富戸」の成員なのかは確証がない。 「富戸」の一員であった可能性が高い。 員と見なすのは問題ないようである。彼の妻は林氏であったとい 橋梁の修築などに投資を惜しまなかったという。 『林光遠堂族譜』の婚姻に関する情報は粗漏であり、 翁・羅・李姓に関しては、第四世代からである。前述したよ 彼を「富戸」の 羅氏との間に緊 慈善事業を行 その準備 同姓であ た

> たのか、 紳層を構成する主だった面々をほぼ網羅していると見てよかろう。 はこうした貴県の指導層は団練の形成・運営にいかなる役割を果たし した婚姻関係とそれから明らかとなる宗族間の結びつきは、貴県の郷 を望む下位の集団との婚姻も受け入れている。したがってここで整理 地歩を固めた後の林氏は、一方で有力な宗族と婚姻を結びつつ、 包括して、かなりの広範囲にわたっていることである。貴県における て気付くのは、婚姻の相手となった宗族が、知識人の家や商人層をも 以上、 団練の担い手がこれらの宗族とどう関わっているか、章を改 嘉慶以後の林氏を中心として取り結ばれた婚姻関係を通覧し 成長

## 太平天国前夜の団

か、 て、 前章では貴県における郷紳層の諸関係を検討したが、これが果たし 見ていきたい。 道光年間以降貴県で結成された団練とどのような関連性がある

を繰り返した。日々税を無理矢理督促し、一方では犯罪者を野放しに たって歴任した楊曾恵は、 て「土来の小醜」と結んで劫略を行うようになったことであった。 『潜斎見聞随筆』に詳しい。 (中略) ……歴年の倉穀を盗売し、 「広東の游匪」がやってきて、 貴県における団練設立に際しての背景は、各『貴県志』や、 方清朝統治者側にも腐敗が進行する。道光年間に知県を三度にわ 「京客を随えて招揺として市を過ぎり…… 道光年間半ば、 城中の舗戸や墟市に潜伏し、 以て私債を償」うという横領行為 「盗賊」の起こりは、 往々にし 梁廉夫

した。

これから「賊の忌憚すること無」くなり、

「匪風日に熾ん」と

表 貴県団練局の設置とその団総		
年 代	人物	備考
道光27年	湯聘三	諸生。
道光30年	林逢春	道光5年挙人。林氏の族人。
	羅慶章	元名は羅沅。増生。「富戸」羅姓の族人か。
	梁廉夫	道光26年副貢。『潜斎見聞随筆』の著者。
	朱聯傑	職員。「富戸」朱姓の族人か。
	李栄芳	林氏と姻戚関係?
	翁際泰	「富戸」翁姓の族人か。
咸豊3年	李棣榜	道光17年副貢。
	朱聯傑	先の人物に同じ。
	林良仿	廩生。
	鄧秉賢	生員。
	陳熙	情報無し。
咸豊6年	林逢春	先の人物に同じ。
	陳字衍(?)	情報無し。
同治2年	馮会	庠生。三界廟の馮克利の末裔。
	周作新	情報無し。
	羅銘勲	情報無し。「富戸」羅姓の族人か。
	林冠芳	生員。林氏の族人。
	龔寅	情報無し。
	梁廉夫	馮会の死後、此れに代わる。
同治4年	林廷選	道光25年進士。林逢春の息子。
	梁廉夫	先の人物に同じ。
	李恩祥	<b>廩生。「富戸」李姓の族人か。</b>

った。『潜斎見聞随筆』は、「もし優秀な知県がいれば、早日に駆逐を得る者は来去常無く、本を欠く者は日は則ち賭場を開設し、夜は則を得る者は来去常無く、本を欠く者は日は則ち賭場を開設し、夜は則た王済は、県北の瀧頭・六班諸山の銀鉱を開削しようとし、「来人」なったという。また、楊曾恵の前任と思われる、署県令として赴任しなったという。また、楊曾恵の前任と思われる、署県令として赴任しなった。『潜斎見聞随筆』は、「もし優秀な知県がいれば、早日に駆逐を得る者は、東北の瀧原の前任と思われる、署県令として赴任しなった。『潜斎見聞随筆』は、「もし優秀な知県がいれば、早日に駆逐を得る。

して、こうした統治者側の問題を重視している。は、天地会の活動が活発化し、社会不安に至った原因の大なるものとは、天地会の活動が活発化し、社会不安に至った原因の大なるものと任もせずに、城廂で賭博を行う など、堕落していたという。梁廉夫し、さらには賊風を止むこともできたであろうに」と王済を非難してし、さらには賊風を止むこともできたであろうに」と王済を非難して

かくして貴県では、道光二十年代には「既に盗賊横行す」という状

史

窓

況に陥っており、 のことで、計六回にわたった。その団総、つまり団練の長をまとめた が前頁の表である。 貴県県城で団練が結成されたのは、道光二十七年(一八四七)以降 団練の結成をはかるのも時間の問題であった。

みよう。 以下では、 これら六回の団練結成の経緯について、それぞれ追って

求し、求めて団総と為」ったという。この団練は、 際には、彼らに協力している。 を得たという。また、咸豊四年(一八五四)に馮二が城を陥落させた を畏れて管理することを願わなかったが、 「悪匪」と結びつき、米穀の出境を禁じた時も、 道光二十七年、 みずから求めて団総となったにも関わらず、 県城に団練局が設置された。 湯聘三が「因りて富戸に奔 この時、多くの人は事 密かに船を出して利 湯聘三は、やがて 間もなく廃弛し

城後に捕らえられ、 関係が結ばれている例もある。結局湯聘三は「逆衿」と見なされ、 えない。同族か否かは判定できないものの、林氏と湯姓との間に婚姻 米穀の流通に関わっていた可能性はあり、関係が全くなかったとは言 **湯聘三と林氏との関わりは、明らかでない。しかし、林氏と同じく** 湯氏との関わりが意図的に隠されている可能性もありうる。 処刑されている。 後世に編纂された史料 の中 で 復

することを奨励し、 局が開設された。 夫・朱聯傑・李栄芳・翁際泰の六名が団総に任ぜられ、墟心街に団練 道光三十年の団練は、 各州県に通知して模範とさせている。貴県での団練結成の動き 当時朝廷は広西の紳士商民の団練を結成し軍に協力 また、 知県張汝瀛の命により林逢春・羅慶章・梁廉 既に優れた効果を上げた団練の規定につい

> 光年間には既に林氏と親戚関係にあったと考えられる。 弟と推測される人物が林翰清(光緒三年進士)の外祖父にあたり、 戸」の朱氏・翁氏なのではないかと推測される。李栄芳は、その族兄 りを持つ人物である。 梁廉夫は前章で検討したとおりで ある。 彼の族兄弟と思われる羅濤・羅浚はいずれも道光年間の挙人である。 ø, 傑・翁際泰はその出自が明らかでないが、これも前章で確認した「富 羅濤・羅浚の父は、前章で紹介した羅上錦で、つまりは林氏とも関わ (一八二五) の挙人である。羅慶章は、選挙表に名は出ていないが おそらくこれと無関係ではなかったであろう。林逢春は道光五年 道

が、 力しあい、その成果も十分発揮されたようだ。紙幅の都合上割愛する さて、林氏を中心に主だった郷紳層が参加したこの団練は、 『潜斎見聞随筆』にはその様子が生き生きと描かれてい

これにより、李嘉年は、 者については、その詳細は不明である。 少し触れた李棣榜、道光三十年の団総にも任ぜられた朱聯傑以外の二 などを団総に任命している。新たに団総とされた人物のうち、 間に不和が生じていたという。具体的な事情は明示されていないが、 ものである。『潜斎見聞随筆』によると、この頃、 成豊三年(一八五三)の団練局の設置は、知県李嘉年の指示による 別に李棣榜・朱聯傑・林良仿・鄧秉賢・陳熙 李嘉年と紳士達の 前章で

彼らに附き、 四)八月、天地会の馮二らが県城を襲い、 を設立して、 しを求め、貴県を占領するという事件が起こった。 ところで、李棣榜のその後の行動は興味深い。 自ら洪天堂と号した。この時黄慶蕃と李棣榜が、 官に、 黄全義・王興福ら「二十余名の賊首を勇目と為 知県李嘉年に県印の引き渡 **咸豊四年** 五山巡検劉裕琨 〇八五 団練局

黄慶蕃のみであったようだ。 となっており、 名前が見えている。 が、少なくとも李棣榜の名は林氏の族譜にも刻まれており、 前も挙がっている。 復帰するが、 処刑された。 前章の南江黄氏の項で若干触れた人物である。 Ľ いものだったのであろう。名を削られたのは、 会に対する態度をめぐって思惑の違いが生じてきていたことが見て取 たこの記事には、 もまた林氏と関係を持っていた。ここに至って、 (貴県から改名) 県令となり、 各街の守備につかせるように請うたというのである。 この事に対し、 その後、 後述する咸豊六年(一八五六)の団練によって、 鼎鋳もまた名を残している。 黄慶蕃と李棣榜の二人以外に、 黄鼎鎮に至っては咸豊十一年(一八六一)に挙人 彼らは前章で述べた黄輔清の息子達であり、 李棣榜らは捕らえられ審判に附されている。 林氏はいかなる反応を示したか定かではな 同治三年(一八六四)に捕らえられ 恐らくその後の処置は のち大成国占領下の懐 のちに大成国に附 郷紳層の間にも天地 黄鼎鎮・黄鼎鋳の名 黄慶蕃は 県志にも ・県城は 彼ら いた ま

あ る。 宣は、 この時、 団総でもあった人物であるが、 は 左江鎮総兵色克精阿に請い、 族人で、 先述したように、 別に林逢春・陳字衍(?)等が団総となったと民国『貴県志』に 前章で確認したとおり、 しかし、 前章で紹介したとおり林氏の族人であり、 林逢春は、 陳済鈞 その経緯は不明である。 (道光八年挙人) 林廷宣や陳璚らと県城の回復を議し、 成豊六年に団練が結成されて いる 婚姻関係で結ばれていた。 知県李嘉年と県城を回復している。 陳字衍については詳細は分からない。 の次男である。 林逢春は、 陳璚は城廂西街陳氏 先の道光三十年 陳氏と林氏の関係 が、 兵を南寧の この時 林廷 ř

> あった。 散在し、清軍に抵抗を続けた。同治二年(一八六三) 馮会・梁廉夫以外の四名のうち、周作新と羅銘勲は、 の余党を吸収して広西を離れることを余儀なくされた。 が不明であるが、 ような時期に広西布政使劉坤一によって委任された。 義が城を以て降服したが、 は捕らえられ、 大成国の占領下に置かれた。 『林光遠堂族譜』に名前が見え、林氏の族人である [の翼王石達開が県城に翼王府を設置、 、豊六年の貴県県城の回復はわずか数ヶ月で終わり、 しかし程なくして広西按察使蔣益灃が潯州城を奪回し、 処刑された。 羅銘勲は「富戸」羅姓の可能性もある。 黄鼎鳳を中心とした大成国の余党は各地に 一方石達開も貴県を離れ、 **威豊十一年** 大成国の陳開らと連絡を取 (一八六一) 六月には太平天 の団総は、 残念ながら詳細 前章で検討した 同年 八月には黄全 部の大成国 一九月に

玉

咸

らないが、 林氏の族人で、道光二十四年(一八四四) 策という意味合いがあった。 れで三回団総を経験したことになる。 同治四年(一八六五) 或いは「富戸」李姓なのかもしれない。 の団総の任命は、 任命は広西巡撫張凱嵩による。 李恩祥については、 の挙人である。 黄鼎鳳討伐後のその 梁廉夫はこ 詳細はわ 林廷選は 余党対

族人か、あるいは林氏と関わりの深い人々であることが明らかとな との関連が見出せなかったが、他の例については、 た。このことは何を示すか。 以上、各団総についてまとめてみた。湯聘三の例は推測でし その多くが林氏の か林氏

賊情兵事始末」 正基の言葉は、 咸 豊初期、 広西右江道として広西に赴任し、 このことを考える上で参考となろう。 の中で、 当時の団練局の局務にあたる人物について、 団練の総理も行った厳 彼は、

次のような期待を寄せている。

制むるを知る。之を省の内外局紳中に求むれば、殊に人に乏しかいては必ず允る。事を議れば衆従うを楽しみ、一人を賞すれば衆事を講求するに於いては必ず周く、出力請奨の人を臚挙するに於本約公正廉幹なる者を得て専ら局務を司らしむれば、結団集賞のままを

《厳正基「論粤西賊情兵事始末」 咸豊四年正月)

喜んで従い、一人を賞すれば勤め励むを知る。すべき人を並べ挙げるにおいては必ず公平である。事を議れば部下は資金集めのことを講ずれば必ず十分に行うことができ、尽力して賞与おおよそ公正廉幹な者に、団練の局務を司らせたなら、団練の結成や

料が生じないように考慮されたはずである。
は、当地で最も指導力に優れた者を選び、かつ局紳相互間にも不安材える。従って、団総を任命するにあたっては、少なくとも理念的にえる。従って、団総を任命するにあたっては、少なくとも理念的にえる。でのまり、当時の団練局を司る紳士、即ち局紳に求められたのは、資料が生じないように考慮されたはずである。

実情を把握し、当地の社会秩序を踏まえた上で団練局を組織したことであった。団総の任命者である巡撫や布政使・知県が貴県のし、それは国家にとっても林氏を取り巻く在地の人々にとっても好都し、それは国家にとっても林氏を取り巻く在地の人々にとっても好都し、それは国家にとっても林氏を取り巻く在地の人々にとっても好都し、それは国家にとっても林氏を取り巻く在地の人々にとっても好都し、それは国家にとっても林氏を取り巻く在地の人々にとっても好都し、それは国家にとっても林氏を取り巻く在地の人々にあることを意味ったことでの宗族や商人層とも婚姻関係を結び、在地秩序の中心的位置に存すでに第一章で見たように、林氏は貴県において有力宗族ばかりかすでに第一章で見たように、林氏は貴県において有力宗族ばかりか

とまずは言えるのではないか。は、当地の名望家林氏を中心とする社会関係を基に実現したのだとひは、当地の名望家林氏を中心とする社会関係を基に実現したのだとひは間違いない。厳正基の期待する団練局のありようは、貴県において

今後の課題としたい。はどのように見ていけば良いのだろうか。今はまだ答える術がない。なっており、強固な社会関係とは裹腹な状況もみてとれる。この状況ただ、李棣榜の項で見たように、天地会に対する態度は局紳間で異

むすび

会回は、地方志や族譜に見える宗族の成員の婚姻関係を中心に検討 は、さらにその関係が後の団練の構成にも反映していたことを確認し をしたは行えない作業である。また、今回は県域の団練のみを取り上 なしには行えない作業である。また、今回は県域の団練のみを取り上 なしには行えない作業である。また、今回は県域の団練のみならず、地方 なしには行えない作業である。また、今回は県域の団練のみならず、地方 なしには行えない作業である。また、今回は県域の団練のみならず、地方 なしには行えない作業である。また、今回は県域の団練のみならず、地方 なしには行えない作業である。また、今回は県域の関係のみならず、地方 なしには行えない作業である。また、今回は県域の関係のみならず、地方 なしには行えない作業である。また、今回は県域の関係のみならず、地方 なしには行えない作業である。また、今回は県域の関係のみならず、地方 なしには行えない作業である。また、今回は県域の関係のみならず、地方 は、地方志や族譜に見える宗族の成員の婚姻関係を中心に検討

う。
特に清朝官僚の著作は、団練との関わりを知る上で重要な史料となろ 安料としては档案や、広西に派遣された清朝官僚の著作などもある。 史料的にもほとんど地方志と族譜しか扱わなかったが、この時期の

### 註

② 西川喜久子「広西社会と農民の存在形態―十九世紀 前半に おける―」国民衆史への視座―新シノロジー・歴史篇』(東方書店、一九九八年)。 菊池秀明「太平天国前夜の広西における移住と民族―貴県の場合」『中

『講座中国近現代史』第一巻(東京大学出版会、一九七八年)。

- 類を行うことは難しく、用いることは出来ない。参考にとどめるのみであ 同様とみてよいと思われる。但し、今回の論考では、史料的制約でこの分 若干分類が異なるが、客籍に関する解釈には特に言及されていないので、 平天国』〔本文編〕風響社、一九九八年、四三―四四頁)。貴県に関しては あることを自覚かつ主張し、……(中略)……地域社会で優位な立場を築 いた人々に対する総称であった」という。(菊池秀明『広西移民社会と太 彼らと同化した漢族下層移民と対立する概念で、広西入植後も移民出身で 前掲註①論文。〝客籍〟とは、氏によれば「「土人」即ちチワン族及び
- ユタ系図協会所蔵マイクロフィルムによる。

4

- (5) しい。『林光遠堂族譜』。 林氏の移住及び商業活動については、西川喜久子氏の前掲註②論文に詳
- 6 史地資料』所収。)なお、林氏と他の宗族との婚姻に関する情報は特に断 らない限り『林光遠堂族譜』による。 西省政府編輯『民国二十二年度 ついて、清代は不明だが民国は十六歳から二十歳の間だったという。(広 「貴県」五二頁。京都女子大学図書館蔵マイクロフィルム『中国近代政治 以上は各族人の子供の生年などから推測した。貴県における結婚年齢に 広西各県概況』第一冊、 一九三四
- 7 前掲註①論文。
- 8 『貴県志』巻九、選挙。巻十六、人物、列伝。 『陳氏族譜』国立国会図書館蔵。 光緒十四年(一八八八)重修。 民国
- 10 9 巻十六、人物、列伝。民国『貴県志』選挙表に挙がっている馮姓は、 民国『貴県志』巻九、選挙。巻十六、人物、列伝。『陳氏族譜』。 民国『貴県志』巻二、社会、宗教、附三界猺仙。巻十三、古蹟、祠廟。 いず
- 11 れも住所が異なったり不明であったりで、同定できない。 民国『貴県志』巻十六、人物、列伝。同上「清鄭献甫林芝齢墓誌銘」。
- (13) 12 県志』巻八、教育上、義学書塾)。光緒『貴県志』巻之一、興図、城廂図。 梁廉夫『潜斎見聞随筆』「盗賊始末」(註⑰参照のこと)。また饒任坤・ 「清代、以科挙取士。延師課子、設帳授徒、遍於閭里。……(中略)… 南江黄氏三台書屋、 桐嶺龔氏浮青書屋為最著。」(民国『貴

- 翁・李の四姓であったといい、ほぼ重なっている。 一六頁によると、清末の貴県で富を誇った「貴県の四大家」は、林・羅・ 陳仁華編『太平天国在広西調査資料全編』(広西人民出版社、一九八九年)
- 殆どで婚姻を結んでいる。 係を結んでいる。道光年間前後にあたる。李姓に至っては第三世代以外の その後、朱姓・羅姓は第七・八世代に、翁姓は第六・八世代に、婚姻関
- (前掲註①論文)。民国『貴県志』巻十六、人物、耆寿表上。 「恭祝」(『林光遠堂族譜』一四頁)。黄輔清は〝客籍〞エリートの一人
- が、、土白話、宗族には馮会一族・李栄芳一族(後述。註②参照のこと) があてはまる。 て可能な限り分類すれば、〝客籍〞エリートには陳錫鈞一族・黄輔清一族 林氏の結んだ社会関係を、前掲註①論文の四つのサブ・グループに即

**16** 

- 去っているとのこと。 的価値の全くない」もの、本人の議論、文中の飾り文句などは等しく取り 章のみを抜粋、さらに叙述の重複したもの、「封建主義を宣伝する、史料 れているもので、全文のうち道光二十八年から同治六年の動乱に関わる文 われる。筆者が参照したのは『近代史資料』第一期、一九五五年に収めら 県志』への引用から、一八六四年以降一八九四年までの間に書かれたと思 『潜斎見聞随筆』は、貴県城厢の紳士梁廉夫の著書。序文と、 光緒『貴
- 18 「盗賊始末」による。 以下に本文で使用する史料は特に断りのない限り『潜斎見聞随筆』の
- 19 **蓋貸金牟利之流也。」(民国『貴県志』巻十七、前事)。** (民国『貴県志』巻十七、前事) 京客とは、高利貸しの類か。 「随来京客招揺過市。……(中略)……曾恵盗売歴年倉穀、 以償私債。 京客者、
- 民国『貴県志』巻十七、前事。

20

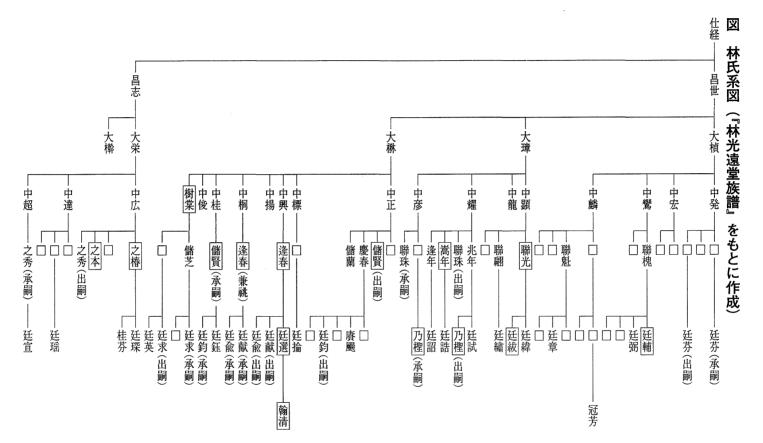
- 常駐郡城、所有巡検並守汛之官、均在県城開賭。」(『潜斎見聞随筆』「盗 賊始末」)。 「自道光中年、木梓督補分府已不赴任、祇令家人坐墟収規、 五山守備亦
- 23 て、民国『貴県志』では「林良昉」につくる。 『潜斎見聞随筆』、民国『貴県志』をもとに作成。 なお、 林良仿につい
- 「潜斎見聞随筆』「官紳衙役為盗」。

史

- 民国『貴県志』巻四、兵防、団防。 『潜斎見聞随筆』「官紳衙役為盗」。
- 26 民国『貴県志』巻十七、前事。
- 広縉分飭両省仿照妥辦。茲拠奏称、業経通飭各州県因地制宜、並刊刻学政 ど。陸宝千『論晩清両広的天地会政権』(中央研究院近代史研究所、一九 実。将此由四百里論令知之。」(『清文宗実録』道光三十年十月庚辰条)な 許乃釗所輯鄉守団練之法通行辦理。 著即飭令各属実力奉行、 母致 有名 無 光三十年九月丙申条)。「至広西横州博白両処団練章程、前已有旨、令徐 七五年)二三五頁。 能自為団練、並出資協助、有裨軍需者、既可自衛身家、即宜量為甄叙、 竣著該督撫査明、奏請優加奨励、以為好義急公者勧。」(『清文宗実録』道 「尤須地方紳士商民、協力同心、庶衆志成城、剿辦更可得力。著徐広縉 出示剴切暁諭、激以大義、並遴選賢員、広為勧導。如紳士商民中、 有 事
- 郎の称号を得ている。(光緒『貴県志』巻之四、紀人、封廕)。 羅濤(雲章と改名)は道光五年挙人。羅浚(漢章と改名)は道光八年挙 (民国『貴県志』巻九、選挙、選挙表三)。 羅上錦は漢章により文林
- はかったという。 ・土白話、宗族であり、 、客籍、エリートのもとで政治的影響力の維持を 光緒『貴県志』巻之四、紀人、封廕。前掲註①論文によるとこの李氏は
- 畧』巻一では、県城は四月に趙洪・覃七によっておとされたとしている。 に、広東の天地会首領陳開・李文茂等が潯州府を中心として建設した政権 今は県志等に従う。 「盗賊始末」には、 黄慶蕃の名前しか挙がっていない。 また、 民国『貴県志』巻十六、人物、列伝。大成国は、咸豊五年(一八五五) 『潜斎見聞随筆』「盗賊始末」。民国『貴県志』巻十七、前事。 『平桂紀 なお、
- でない。また、同論文は民国『貴県志』巻十七、前事の咸豊六年の記事 月と訂正したものだが(一〇頁)、『清文宗実録』では「上年八月間、広 である。前掲註⑩論文では、同年九月に彼らが貴県を掠し、黄全義・黄鼎 西艇匪竄踞貴県城池。」とあり(咸豊六年八月発卯条)、訂正の根拠は明か 鳳等が之に附いたとある。これは『平桂紀畧』巻二の同年八月の記事を九 「九月十二日、陳開・李文茂・梁培友拠県城。黄全義・黄鼎鳳附之。」を、

県志と同様の立場をとっている。今回は、咸豊六年の記事は六年のことと 応したものと見るのが自然であろう。『潜斎見聞随筆』「盗賊始末」も、 ある。 むしろ「(威豊六年) 九月、貴県復陥。」(『平桂紀畧』巻二)に対 いるが、県志の記事は県城回復後のものであり、同様と見なせるか疑問で 五年の誤りとして先の『平桂紀畧』の記事と同じ事件を扱ったものとみて

- 県丞黄鼎鎮・挙人黄慶蕃・貢生黄鼎鋳・均着一併斥革、帰案審辦。」(『清 等語。……(中略)……至各紳民呈内牽控該県紳士候選教諭李棣榜·侯選 文宗実録』咸豊六年九月丁卯条)。 「論内閣。労崇光奏請将失察属員通匪之署知県議処、並将牽控各紳革審
- 「旧志以反清除名。」(民国『貴県志』巻十六、人物、列伝)。
- 総となったのは明らかであるが、陳字衍に関しては刊誤表の訂正が曖昧で あるため、推測にとどまる。 民国『貴県志』巻四、兵防、団防及び巻末の刊誤表による。林逢春が団
- 六年八月癸卯条)、民国『貴県志』や『潜斎見聞随筆』では五月とあり、 防。巻十七、前事。県城の回復は『清文宗実録』では二月とあるが(咸豊 『平桂紀畧』では七月とある。 光緒『貴県志』巻之六、紀事、 寇畧。 民国『貴県志』巻四、 兵防、 団
- 註⑪を参照のこと。
- 九五七一九)。民国『貴県志』巻十七、前事。『潜斎見聞随筆』「盗賊始 梁任葆「石達開回師広西的鬪争及其和大成国的 関係」(『歴史研究』 |
- 人。」(『皇朝経世文続編』巻九十四、兵政二十、勦匪二)。 奨之人必允、議事而衆楽従、賞一人而衆知勧。求之省内外局紳中、殊不乏 「太約得公正廉幹者専司局務、 於講求結団集實之事必周、於臚挙出力請



※第5世代以降の族人については、本文に関わる人物・任 官者・生員以上の者のみ抽出した。なお第7世代につい ては本文に関わる者のみである。

で囲った人物は進士・挙人及び歳貢以上の貢生。 (民国『貴県志』巻9、選挙、選挙表)